

令和4年度

自治会長会議

と き 令和4年5月13日（金）午後6時30分から

ところ 文化の杜交流館コモッセ 文化ホール

鹿 角 市

第7次鹿角市総合計画 将来都市像

ふるさとを誇り

未来を拓くまち 鹿角

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 職員紹介
- 4 連絡事項
- 5 意見交換
- 6 閉 会

「鹿角市民憲章」

わたくしたちは、緑と水の映えるまち鹿角の市民です。

鹿角市は豊かな伝統と美しい自然に恵まれ、発展をつづけている希望のまちです。

わたくしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、自然と文化の調和をはかり、自由と責任を重んじ、みんなのしあわせと永遠の平和を願いこの憲章を定めます。

（昭和49年11月3日制定）

- 1 自然をいたわり 美しくきれいなまちをつくります。
- 2 健康で働き 活気のある楽しいまちをつくります。
- 3 親切をつくし 愛情ゆたかなまちをつくります。
- 4 きまりを守り 安全で明るいまちをつくります。
- 5 教養を高め うるおいのある文化のまちをつくります。

目 次

◎自治会長への連絡事項

〔総務部関係〕

1. 市制施行50周年記念「ロゴシール」の配布について（総務課）・・・ P 1
2. 市制施行50周年記念「ありがとうカード」の普及について（総務課） P 1
3. 防災情報の多重化について（総務課）・・・・・・・・・・・・ P 1
4. 自主防災組織育成事業について（総務課）・・・・・・・・・・・・ P 2
5. 第7次鹿角市総合計画について（政策企画課）・・・・・・・・・・・・ P 2
6. 移住コンシェルジュの活動について（政策企画課）・・・・・・・・・・・・ P 2
7. 結婚新生活支援補助金について（政策企画課）・・・・・・・・・・・・ P 3

〔市民部関係〕

1. マイナンバーカード出張申請の受付について（市民課）・・・・・・・・ P 4
2. 自治会に対する支援について（生活環境課）・・・・・・・・・・・・ P 4
3. 鹿角市消費生活センターについて（生活環境課）・・・・・・・・・・・・ P 6
4. 高齢者へのバス運賃助成について（生活環境課）・・・・・・・・・・・・ P 6
5. 地域乗合交通について（生活環境課）・・・・・・・・・・・・ P 6
6. 空き家等の適正管理について（生活環境課）・・・・・・・・・・・・ P 6
7. 鹿角市不燃物投棄場について（生活環境課）・・・・・・・・・・・・ P 6

〔健康福祉部関係〕

1. 民生・児童委員の改選へのご協力について（福祉総務課）・・・・・・・・ P 7
2. 会食サービス事業について（あんしん長寿課）・・・・・・・・・・・・ P 7
3. 高齢者世帯等の間口除雪の支援について（あんしん長寿課）・・・・・・・・ P 7
4. 地域生き生きサロン推進事業の拡充について（あんしん長寿課）・・・ P 7

[産業部関係]

1. 農地中間管理事業へのご協力のお願いについて（農業振興課）・・・P 8
2. 多面的機能支払交付金事業について（農地林務課）・・・P 8
3. 熊による被害防止対策について（農地林務課）・・・P 8
4. 森林経営管理制度について（農地林務課）・・・P 8
5. 緑の募金について（農地林務課）・・・P 9
6. 「ゼロ・カーボンシティ」宣言について（産業活力課）・・・P 9

[建設部関係]

1. 市道等の管理について（都市整備課）・・・P 10
2. 安全安心住まいづくり事業について（都市整備課）・・・P 10
3. 木造住宅耐震診断支援事業について（都市整備課）・・・P 10
4. 合併処理浄化槽設置整備事業について（上下水道課）・・・P 11

[教育委員会関係]

1. チャレンジデー2022について（スポーツ振興課）・・・P 12
2. 第96回全日本学生スキー選手権大会（インカレ）について
（スポーツ振興課）・・・P 12
3. 「どごさデモ」出前講座の利用について（生涯学習課）・・・P 12

[消防本部]

1. 地域防災力向上について・・・P 13
2. 聴覚・言語機能障がい者向け119通報システムの利用について・・・P 13

◆自治会との共動指針

- 自治会と市とのパートナーシップ・・・P 14
- 自治会と市との共動のイメージ・・・P 15
- 共動に関する取組内容・・・P 16
- 広報等印刷物の配付のお願い・・・P 20
- 自治会での役割分担が必要と思われる事項・・・P 22

◆共動のまちづくりに向けて

- 自治会等地域コミュニティが実施主体となる助成事業概要一覧・・・P 23

自治会長への連絡事項

[総務部関係]

1. 市制施行50周年記念「ロゴシール」の配布について（総務課）

50周年記念の市民等への周知や機運の醸成の一環として、記念ロゴシールを作成いたします。名刺や封筒、ハガキなどに貼っていただけるよう、A5判の台紙に、大小のシールが1つになったものを製作しますので、全戸配布についてご協力をお願いいたします。
※広報6月号とともに配布予定です。

2. 市制施行50周年記念「ありがとうカード」の普及について（総務課）

市制50周年の節目の年が市民の記憶に残る思い出の年となるよう、「ありがとうカード」を活用して、日常にあるちょっとした感謝の気持ちをありがとうカードに乗せて、心をつなぐ取組みを行います。

また、家族や友人等、市や世界に宛てて、市民から「ありがとう」メッセージを募集し、展示や記念誌等に活用しますので、自治会内でもたくさんのメッセージをお寄せください。
※詳細については、広報7月号に掲載予定です。

3. 防災情報の多重化について（総務課）

災害時にはあらゆるリスクが発生するおそれがあることから、複数の情報伝達の手法を整備していますので、ご活用願います。

（1）鹿角市メール配信サービス

登録者に対して、大雨等の気象警報や地震、火災情報のほか、災害発生時の避難所開設情報や避難勧告等の情報を配信しています。

このメール配信サービスは自治会への情報伝達手段の一つとしても活用しており、未登録の自治会においては是非とも役員の中で担当を決めていただき、登録くださるようお願いします。

なお、市ホームページからご自身で登録した方等、すでに一般登録されている自治会役員の方については、別途、自治会情報の登録が必要になりますので、お手数でも総務課危機管理室までご一報願います。

（２）防災ラジオの配付について

災害時の情報伝達手段として、地域における避難行動の中心的な役割を担う事になる自治会長や民生・児童委員などに防災ラジオを配付しています。

自治会長が交代された場合には、その都度、防災ラジオを引き継いでいただいていますので、適切な管理をお願いいたします。また、新たに登録された避難行動要支援者に配布いたしますが、一般の方にも有償での貸し出しを行っておりますので周知願いますとともに、自主防災組織単位でまとめて借り上げを希望する場合は、有償貸与の費用負担の軽減を行っておりますので、詳しくは総務課危機管理室までお問い合わせください。

（３）避難行動要支援者名簿の更新について

高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な方を対象に名簿を作成し、災害時の安否確認や避難支援に活用していただいておりますが、本年度、名簿の更新を予定しておりますので、更新作業についてご協力をお願いいたします。

１０月を目途に地区説明会を開催しながら、具体的な更新作業などを説明いたします。

４．自主防災組織育成事業について（総務課）・・・資料１

災害に強いまちづくりを目指し、地域住民による自主的な防災組織の設立及び活動を支援します。

新たに自主防災組織を設立された団体に対し、災害時に活動するための資機材購入費用に対する支援を行っているほか、防災訓練などの活動に対する支援も行っておりますので、総務課危機管理室までお問い合わせください。

５．第７次鹿角市総合計画について（政策企画課）

「ふるさとを誇り 未来を拓くまち 鹿角」を将来都市像として、第７次総合計画を進めています。

令和４年度は、前期５か年計画（Ｒ３～Ｒ７）の２年目であり、市民ニーズを把握しながら取組みを強化してまいります。

そのため、６月に市民７００人を対象に市民アンケートを実施しますので、調査票の配付にご協力をお願いします。

６．移住コンシェルジュの活動について（政策企画課）

移住コンシェルジュが、移住者を支援する「ＮＰＯ法人かづのｃｌａｓｓｙ（クラッシィ）」と連携し、引き続き、職場体験等を取り入れながら移住を促進します。

これまで以上に地域との連携を深めていきたいと考えていますので、以下のような皆様のご協力をお願いします。

○自治会内の移住者への声掛け・見守り

○空き家データベース登録物件の紹介

○「NPO法人かづの c l a s s y」への協力・参加

➤ 参考 移住者データ（R4.3.31 現在）

【地区別】

地区 年度	花輪	十和田	尾去沢	八幡平	合計
H27～30	47 世帯	27 世帯	9 世帯	16 世帯	99 世帯
R1	19 世帯	11 世帯	6 世帯	2 世帯	38 世帯
R2	18 世帯	11 世帯	1 世帯	9 世帯	39 世帯
R3	18 世帯	7 世帯	3 世帯	8 世帯	36 世帯
合計	102 世帯	56 世帯	19 世帯	35 世帯	212 世帯

【人数（年代別）】

年代 年度	10 代 以下	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代 以上	合計
H27～30	30 名	47 名	46 名	14 名	13 名	19 名	169 名
R1	6 名	14 名	9 名	8 名	5 名	14 名	56 名
R2	9 名	16 名	17 名	5 名	3 名	11 名	61 名
R3	16 名	16 名	10 名	12 名	3 名	5 名	62 名
合計	61 名	93 名	82 名	39 名	24 名	49 名	348 名

7. 結婚新生活支援補助金について（政策企画課）

夫婦として新たな生活をスタートしようとする世帯を対象に、婚姻に伴う住宅購入や賃借、リフォーム、引っ越しにかかる費用を30万円まで補助します。自治会内で該当するご夫婦がいらっしゃいましたら、周知をお願いいたします。（令和3年度実績：3組）

【対象者】

- ・令和4年1月1日以降に婚姻届出
- ・夫婦ともに39歳以下
- ・世帯所得400万円未満 など

〔市民部関係〕

1. マイナンバーカード出張申請の受付について（市民課）・・・資料2

自治会へ市職員が出向き、マイナンバーカードの交付申請を受け付けます。出張申請には条件がありますので、お申し込みの際にご確認ください。

実施期間：令和4年5月～令和5年2月末まで（※土日・祝日も出張します）

※マイナンバーカードの申請に必要な顔写真撮影は無料です。

※自治会へのお出張申請を希望する場合は、市民課へお問い合わせください。

2. 自治会に対する支援について（生活環境課）・・・資料3

（1）自治会館建設事業費補助金

自治会館の新築・改築・増築・改修事業に対して、費用の一部を支援しています。来年度に補助金を活用する計画がある場合は、9月末までにご相談ください。

改修事業については、いずれも対象事業費の1／2以内で①補助の上限額が100万円で利用制限10年、②補助の上限額が50万円で利用制限5年があり、状況に応じてご活用ください。

なお、自己資金が必要となりますので、あらかじめ自治会内で協議し、総会に諮る等、自治会員への説明を行ってくださるようお願いいたします。

【令和3年度実績】改修事業：6自治会

【令和4年度予定】改修事業：9自治会

（2）自治会元気づくり応援補助金

自治会の元気づくりにつながる活動や事業に対して支援しています。申請額が予算額に達した場合は、来年度以降の対象となりますので、ご了承ください。

【主な活用事例】

- 健康体操やレクリエーション、健康福祉に関する講習会等
- 自治会内の掲示板やゴミ集積箱の設置
- 盆踊りや祭典に使用する太鼓の修理、浴衣の購入等
- 自治会での運動会や夏祭り等の交流会

【令和3年度実績】9自治会

（３）コミュニティ推進事業費補助金

一般財団法人自治総合センターが宝くじの売り上げを原資に、市を通じて自治会等に対して支援しています。自治会活動に必要な備品等の購入に利用できる一般コミュニティ助成と、自治会館の新築に利用できるコミュニティセンター助成があります。詳細についてはご相談ください。

【令和３年度実績】６団体（備品購入）

（４）集落活動応援事業費補助金

世帯数がおおむね５０世帯以下の小規模な自治会を対象に、集落支援員と連携して各自自治会における課題解決や活性化に向けた自主的な取組みを支援するため、計画づくり（計画策定事業）と計画に基づく実際の活動（活動事業）に対して支援しています。

補助金を活用した取組みを検討される自治会はご相談ください。

【令和３年度実績】活動事業：４自治会

【令和４年度予定】活動事業：４自治会

（５）集落支援員の活用について

自治会と協力しながら「状況調査」や「話し合い」を行い、それぞれの自治会の状況に応じた地域課題の解決や活性化に向けた取組みを『集落支援員』がサポートします。

世帯数が５０世帯以下の自治会を対象に、地域の課題や資源等の現状を把握する「状況調査」やその調査結果を基に「話し合い」を順次実施する予定としていますので、ご協力をお願いします。

（６）認可地縁団体による不動産の登記について

認可地縁団体が自治会館や会館敷地等の不動産を登記する際、従前の登記名義人が行方不明もしくは死亡している場合等、認可地縁団体名での登記が困難でしたが、平成２７年度の法改正によって柔軟に対応できることになりました。詳細については、ご相談ください。

（７）自治会と市とのパートナーシップについて

自治会との共動に関する資料について、１４ページ以降をご参照ください。

3. 鹿角市消費生活センターについて（生活環境課）

生活環境課内に「鹿角市消費生活センター」を開設しています。身に覚えのない請求や強引な勧誘等、消費生活全般に関するトラブルでお困りの際は、お気軽にご相談ください。

また、近年増加している特殊詐欺の被害を防止するため、高齢者世帯（日中高齢者のみとなる世帯を含む）や過去に特殊詐欺の被害にあった世帯を対象に、通話録音装置の無料貸し出しを行っています。詳しい手続きについては、お問い合わせください。

4. 高齢者へのバス運賃助成について（生活環境課）

①70歳以上の方、または②運転免許証を返納した方に対し、路線バス回数券及び定期券の購入額の2割を助成します。購入時、各バス会社に健康保険証等年齢確認ができるもの（②の方は運転経歴証明書）をご提示ください。

5. 地域乗合交通について（生活環境課）

公共交通が不便な地域において、移動手段確保のために地域住民が主体となって、地域乗合交通（タクシー等）の運行に取り組む自治会に対し、運行経費の一部を助成します。詳しい手続き等についてはご相談ください。

6. 空き家等の適正管理について（生活環境課）

市の実態調査により倒壊する危険度・緊急度が最も高いと判断された空き家を解体及び撤去した場合、撤去費用の1/2を助成します。

今年度より、適正管理レベル3（上限額50万円・市県民税所得割が課税されていない世帯は上限額70万円）に加え、適正管理レベル2の一部（上限額30万円）を補助対象としています。解体前に申請が必要となりますので、事前にご相談ください。

※所有者等が適切に管理せず、周辺への危険性が高い空き家については、市が所有者等に対して助言や指導を行い、適正管理を促します。空き家に関する情報や相談がありましたらお知らせください。

7. 鹿角市不燃物投棄場について（生活環境課）

今年度より、一般家庭からの不燃ゴミの受け入れ施設が、尾去沢地区にある鹿角市不燃物投棄場から十和田地区にある鹿角広域行政組合環境衛生センター破砕処理場へ変更となりました。今後は、不燃物投棄場への一般の受入れが原則として出来ませんので、ご利用にあたり鹿角広域行政組合（35-4648）が発刊した『ごみの出し方とリサイクル（正しい分別の手引き）』のパンフレットをご覧ください。

[健康福祉部関係]

1. 民生・児童委員の改選へのご協力について（福祉総務課）

民生・児童委員について、本年11月30日をもって3年の任期が満了となり、一斉改選が行われます。前回同様、自治会から候補者を推薦していただく予定としております。現在の民生委員様から再任の意向をご確認のうえ、自治会内でご協議・ご推薦くださいますようお願いいたします。

2. 会食サービス事業について（あんしん長寿課）

65歳以上の高齢者を対象に地域交流や高齢者のネットワークづくり、生きがいを促すため、自治会等で行う昼食交流会「わいわいランチ」の活動に対し支援をしています。（弁当代 1食300円）

また9月～10月を敬老月間と定め、自治会単位で開催する敬老会など、高齢者の長寿のお祝いにも（弁当代 1食1,000円まで）1回限り利用することができます。詳しくは鹿角市社会福祉協議会（23-2165）までお問合せください。

3. 高齢者世帯等の間口除雪の支援について（あんしん長寿課）

高齢者世帯等の日常生活を維持するため、自治会で高齢者世帯の間口除雪を行う場合には作業費を支給する制度がありますので、あんしん長寿課までお問合せください。

4. 地域生き生きサロン推進事業の拡充について（あんしん長寿課）

自治会館等を活用し、介護予防に取り組む団体（自治会等）・個人等の活動に対して、運営費等を支援します。

令和4年度は、週1回以上もしくは年間40回以上の集いの場を開催する『地域生き生きサロン』、又は月1回以上で年間20回以上の集いの場を開催する『あっとホーム』の開設に対して立ち上げ費及び運営費を支援します。詳しくはあんしん長寿課までお問合せください。

【令和3年度地域生き生きサロン実績】 22団体（うち新規1団体開設）

[産業部関係]

1. 農地中間管理事業へのご協力のお願いについて（農業振興課）・・・資料4

農地の効率的な利用・農業生産力の向上を目指し、貸出したい農地を地域の担い手に集積・転貸する「農地中間管理事業」を行っています。該当する農地がありましたら、ぜひご相談ください。詳しくは農業農村支援機構（30-0274）までお問合せください。

2. 多面的機能支払交付金事業について（農地林務課）・・・資料5

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等が中心となり、農地や農業用水路等の維持管理、植栽による景観形成等といった良好な農村環境の保全に対する取組みを支援します。新たに実施を検討する自治会がありましたら、是非ご相談ください。

3. 熊による被害防止対策について（農地林務課）

ツキノワグマの出没や農作物被害を減らしていくには、地域に熊を寄せ付けないよう、長期的な視点からの市民個々における対策が必要です。市民自らができる被害防止対策や地域活動についてのご相談、説明会等の開催を希望する自治会はご相談ください。

《熊の目撃及び被害発生時》

※市農地林務課（30-0264）もしくは鹿角警察署（23-3321）へ通報してください。

※緊急性が高い場合や人命に関わる場合は、110番もしくは119番へ通報してください。

4. 森林経営管理制度について（農地林務課）・・・資料6

「森林経営管理法」に基づく新たな森林経営管理制度により、令和元年度から管理計画や施業が行われていない森林所有者への意向調査を順次進めていますが、今年度は花輪の内山・甘露地区の森林所有者を対象に行う予定としています。

意向調査により森林所有者自らが「経営管理できず市に委託したい」との回答があった森林については、現地調査等を行いながら、意欲と能力のある林業経営者への再委託や市直営による管理等、今後の管理方法を定めた計画の作成作業を行ってまいりますので、関係自治会の方々のご協力をお願いします。

5. 緑の募金について（農地林務課）

地球温暖化、災害の防止、水や空気をきれいにするため、皆様からいただいた「緑の募金」によって森づくり・緑化活動をおこなっています。今年度も、広報5月号に合わせて緑の羽根を配布させていただいておりますのでご協力をお願いします。

6. 「ゼロ・カーボンシティ宣言」について（産業活力課）・・・資料7

再生可能エネルギー電気自給率の高さなど脱炭素社会に向けた素地を活かし、2030年までにCO₂排出量を実質ゼロにすることを目指し、「ゼロ・カーボンシティ宣言」を行いました。

今年度具体的な削減目標とそのための対策を定めた計画を策定しますので、計画の推進にご協力をお願いします。

[建設部関係]

1. 市道等の管理について（都市整備課）

道路の改良や大規模な舗装修繕に関しては、自治会からの要望書などをもとに計画的に工事を進めています。維持管理経費の増加に伴い、要望への早期対応が難しくなっていますので、ご理解をお願いします。

パトロールを行いながら安全な交通確保に努めていますが、道路の穴ぼこや街灯の球切れ等を発見した際は、随時、都市整備課までご連絡ください。

また、自治会から普通河川及び市道の維持管理作業をしていただく際に資材を支給する制度を用意していますので、都市整備課までお問い合わせください。

2. 安全安心住まいづくり事業について（都市整備課）・・・資料8

安全で安心な住まいづくりのため、既存住宅の耐震性や住環境の向上のほか、子育て世帯の中古住宅購入や下水道接続等に要する工事費の一部を支援します。また、今年度から中心市街地活性化プラン対象地域へ移住する世帯に対し、新たな支援メニューを創設しましたので、ご活用ください。

① 耐震改修事業：工事費の30％ 上限50万円

② 住環境向上対策事業：工事費の20％ 上限10万円

※通常のリフォーム工事は、高齢者・子育て世帯のみが対象となります

③ 子育て応援中古住宅活用事業：中古住宅の購入及び改修工事費の20％
上限50万円

④ 子育て応援下水道加入促進事業：工事費の50％ 上限30万円

⑤（新）まちなか居住促進事業：中古住宅の購入及び改修工事費の20％
上限50万円

3. 木造住宅耐震診断支援事業について（都市整備課）・・・資料9

耐震診断を希望する方に対し、耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施します。

①自己負担額は定額1万円です。

②市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅であることが条件になります。

4. 合併処理浄化槽設置整備事業について（上下水道課）

生活排水による河川等の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽設置費用の一部を補助しています。

水洗化による快適な生活を送るため、ぜひご利用ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【該当地域】 下水道事業認可区域以外及び農業集落排水事業区域以外の地域

【補 助 額】 5人槽 351,000円

 7人槽 441,000円

 10人槽 588,000円

〔教育委員会関係〕

1. チャレンジデー2022について（スポーツ振興課）・・・資料10

【日 時】令和4年5月25日（水） 午前0時～午後9時

【会 場】鹿角市内

【対 象】全市民

【オープニングイベント】柴平小学校

※各市民センター及びスポーツセンターにおいて多様な教室を開催します。

※広報5月号にあわせてチラシ全戸配布済です。（参加報告様式が添付されており、各市民センター備付BOXへの提出及び、FAX等による報告が可能です。）

※参加報告様式を提出した方の中から抽選で10名様に対戦自治体（群馬県吉岡町）の特産品をプレゼントいたします。

※各自治会においても、ラジオ体操やウォーキング等に取り組んでいただくようお願いいたします。

当日は、電話にて実施状況（人数の概算）を確認しますので、各市民センターに電話連絡をお願いします。連絡がない場合は、自治会での参加はなかったものとさせていただきます。

2. 第96回全日本学生スキー選手権大会（インカレ）について（スポーツ振興課）

【日 時】令和5年2月下旬

【会 場】花輪スキー場

※今年度で4年連続開催となります。選手・監督等、約1,800人が来市する予定です。地元選手の出場も予定されています。

3. 「どごさデモ」出前講座の利用について（生涯学習課）

市民や自治会が主体的に開催する学習会等に、市職員等を講師として派遣します。

今年度の講座メニュー一覧は、広報5月号と併せて自治会長に送付しています。お申し込みは教育委員会生涯学習課に実施希望日の3週間前までにお申し込みください。

なお、開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底をお願いします。

[消防本部]

1. 地域防災力向上について

総務課危機管理室、消防団と連携しながら自主防災組織の育成、指導に取り組んでいます。訓練実施を希望する場合は、消防本部へご連絡願います。なお、訓練の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施します。

令和3年中の市内での火災件数は18件、前年比で2件減となっております。火災種別では建物火災が7件、林野火災が6件で火災全体の約72%を占めており、特に春、秋は空気が乾燥して火災が発生しやすいため、火災予防意識の啓発を目的に、日常業務においても消防車両が警鐘を鳴らして走行していますので、ご理解をお願いします。

2. 聴覚・言語機能障がい者向け119緊急通報システムの利用について

聴覚・言語機能障がい者向けに携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報を行うことができる「NET（ネット）119」の運用を令和2年7月から開始しています。

これは聴覚や言語に機能障がいがあり、音声通報が困難な方を対象とした緊急通報システムで、スマートフォン等からいつでも全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部へ音声によらない通報をすることが可能です。使用にあたっては消防本部への登録が必要となります。詳しくは消防本部ホームページをご覧ください。か、通信指令センター（23-5601）までお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種イベントや行事等については、感染状況によって開催を中止する場合があります。

自治会との共動指針

自治会と市とのパートナーシップ



市では、「共動」の理念に基づき、自治会の皆様と連携し、役割分担しながら地域の課題やニーズに対応し、よりよい地域社会を構築していきたいと考えています。

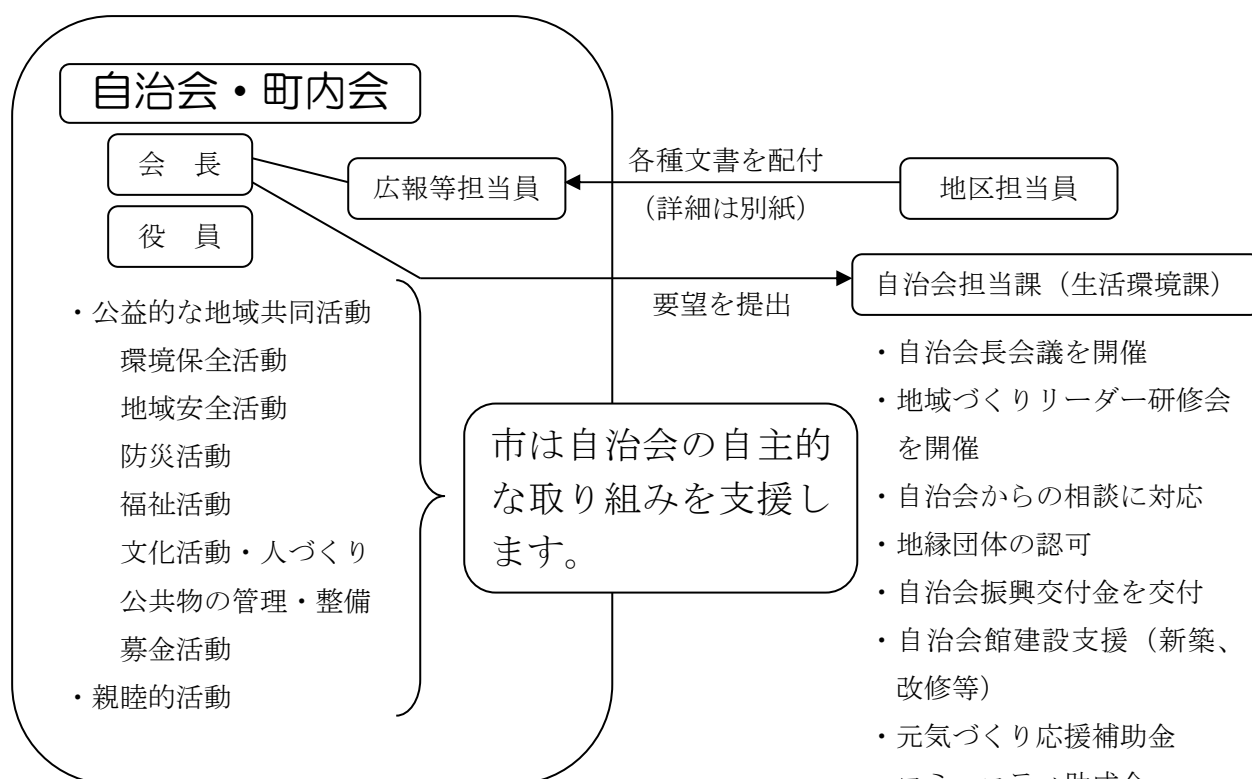
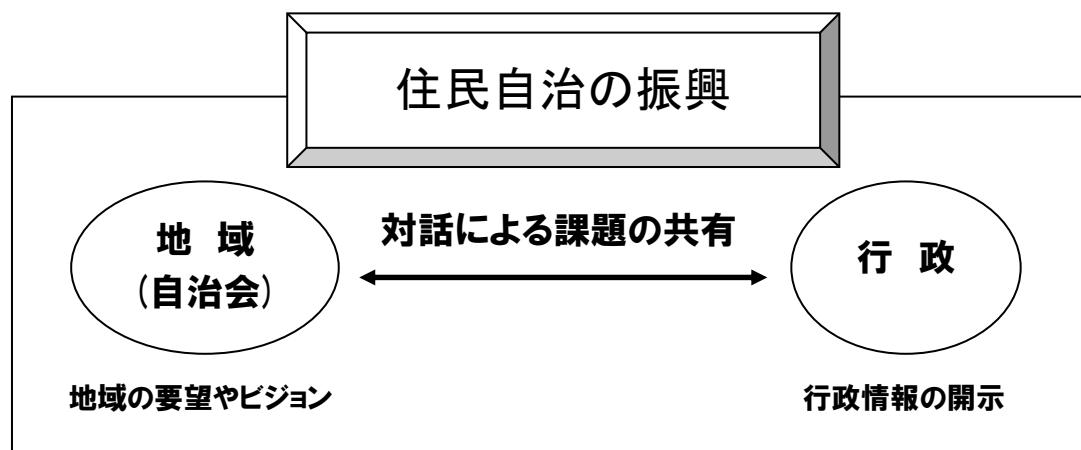
従来からも、さまざまな形で自治会のご協力をいただきながら行政運営が行われてきましたが、地域内での日々の暮らしの身近なことは、住民同士の基礎的なネットワークである自治会と「共動」することで、地域の声を反映した地域社会づくりにつながります。

市民部生活環境課 コミュニティ推進班
電話 30-0202

自治会と市との共働のイメージ

よりよい地域社会を築くためには、市民一人ひとりが地域の在り方を考え、主体的に行動に移すことが大切です。地域のつながりを原動力とする自治会は、その想いを結集し、市と連携・協力してともに支え合う地域社会の構築に取り組むことができます。

市では、地域の皆様と情報を共有することが「住民自治」の確立につながると考えており、相互の情報提供や話し合いを行いながら、市と地域が協力して様々な取り組みを進めています。



共動に関する取組内容

【環境保全活動】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
指定不用品収集への協力 (指定品目以外のものの持ち込み防止等)	指定不用品の収集（春・秋） (担当：鹿角広域行政組合)
ごみ集積所の維持管理	ごみの定期的な収集 (担当：鹿角広域行政組合)
クリーンアップ （4月29日他随時） (春の清掃週間…4/23～4/29) (秋の清掃週間…9/19～9/25) ※クリーンアップを実施する自治会等についてはごみ袋や土のう袋を提供しますので、申込〆切までに生活環境課にて手続きをお願いします。	ごみ袋・土のう袋の提供 自治会や老人クラブ、事業所等組織的に行う場合に限ります。(担当：生活環境課)
その他の環境保全活動	環境保全活動用備品の貸出（小型除雪機、耕運機、刈払機、動力噴霧器） 害虫（アメシロ等）駆除用に動力噴霧器の貸出を行っています。各市民センターに申し込んでください。(担当：各市民センター)

【地域安全活動】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
道路除雪に係る雪押し場の確保	雪押し場が確保されることにより、スムーズな除雪作業が行えます。(担当：都市整備課)
危険箇所の連絡 ※緊急の場合は、状況に応じて警察や消防にも連絡をお願いします。	連絡先 (災害時：総務課危機管理室) (通常時：都市整備課／農地林務課／財政課等) 現地を調査のうえ対応します。
交通安全運動	関係機関と連携して運動を展開しています。 (担当：生活環境課)
防犯パトロール	鹿角市青色防犯パトロール隊による巡回パトロール (担当：生活環境課)
子どもたちの健全育成（声かけ運動）	声かけ運動 毎月5日（休日にあたる場合は休日明けの初日）に校門や付近の交差点で実施します。 (担当：教育委員会生涯学習課)

【防災活動】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
災害時の助け合い (初期避難等)	防災情報の伝達 自治会の防災情報伝達責任者等へ、いち早く情報を提供します。(担当：総務課危機管理室) 避難所の開設・運営 (担当：生活環境課)
防災活動 (自主防災組織の結成、防災訓練)	自主防災活動事業の実施 (市単独事業) (担当：総務課危機管理室) 自主防災組織育成事業の実施 (コミュニティ助成事業) 防災活動に直接必要な設備等の整備を助成 (担当：総務課危機管理室)

【福祉活動】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯への配慮・見届け (巡回声かけ、冬季の除雪支援等)	小型除雪機の貸出 各市民センターに申し込んでください。各自で保険に加入することが条件です。 (担当：各市民センター) 市民ボランティアによる除雪支援活動 民生委員が除雪対象者を社協にお知らせしています。(担当：社会福祉協議会) 自治会による間口除雪等への支援 自治会が行うひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の間口除雪等に要する費用を助成します。 (担当：あんしん長寿課)
高齢者の生きがいづくり等 (わいわいランチ、福祉に関する行事等)	小地域福祉ネットワーク活動助成金 (担当：社会福祉協議会) 昼食交流会 (わいわいランチ) への支援 自治会が高齢者の地域交流のために開催する昼食交流会のお弁当代へ支援します。自治会独自の敬老会にも利用可能です。 (担当：社会福祉協議会) 地域生き生きサロン推進事業の実施 (担当：あんしん長寿課) 自治会元気づくり応援補助金 自治会の活動費や自治会独自の敬老会の開催費用などに活用可能です。 (担当：生活環境課)

【文化活動・人づくり】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
伝統芸能の維持伝承 (盆踊り、七夕、虫送り、風祭、トッコ、火伏せ、お日待ち等)	自治会元気づくり応援補助金 コミュニティ助成事業（備品整備） (担当：生活環境課)
各種レクリエーション活動・文化活動 (運動会、花見会、演芸会等)	自治会元気づくり応援補助金 自治会の活動費に活用可能です。 (担当：生活環境課)
学習活動 (自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会等)	「どごさデモ」出前講座の実施 (担当：教育委員会生涯学習課)
人材の育成・登用	研修会の開催 地域づくりリーダー研修会を通じた研修を行います。(担当：生活環境課)

【公共物の管理・整備】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
地域の公園の管理 (草刈等)	管理委託 自治会や関連団体に委託しています。 (担当：都市整備課)
街灯の修理箇所の連絡 (電柱番号・目標物をお知らせください)	電球交換 (担当：都市整備課)
市道の維持管理 (草刈・穴埋め等軽易な修繕)	維持管理資材支給 自治会における市道及び河川の維持管理のために必要な資材（アスファルト合材、砂利、土のう袋）を支給します。利用する場合は申し込みが必要です。 (担当：都市整備課)
普通河川の維持管理 (軽易な修繕)	
法定外公共物の管理 (利用される皆様で管理をお願いします)	自治会元気づくり応援補助金 自治会の活動費に活用可能です。 (補助金担当：生活環境課) (管理担当：財政課)

【活動全般】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
自治会財産の自治会名義での登記	地縁による団体の認可 法人格取得に向けた相談に応じます。 （担当：生活環境課）
自治会館の建設・改修等 （補助金は要望順に対応しています）	自治会館建設事業費補助金 新築・改築・増築は会員世帯数や建築床面積によって補助金額が変わります。また、改修費に対しても補助金を交付しています。 （担当：生活環境課） コミュニティ助成事業 新築、大規模修繕の場合はコミュニティ助成事業が活用可能です。 （担当：生活環境課）
自治会活動の活性化	自治会振興交付金 自治会の基礎的な活動への交付金です。 自治会元気づくり応援補助金 自治会の活動費に活用可能です。 集落活動応援事業費補助金 集落支援員と連携して活性化に向けた計画づくりと策定した計画に基づく活動に活用可能です。 その他の助成金 →助成事業概要一覧（P23）参照 （担当：生活環境課等）
地域づくり（市民センター）協議会への参加・協力 （委員として協議会に参加いただき、各種事業にご協力ください）	各地域づくり（市民センター）協議会に対する支援 各協議会による市民センターの運営に対して支援をしながら、共に地域づくりを進めてまいります。 （担当：生活環境課・市民センター）

【募金活動】

種類	時期	募金の趣旨・方法等	担当課
緑の募金	5 月	国土緑化推進機構が行っており、募金は、公共施設や自治会館等の緑化事業に使われています。苗木配付の希望がありましたら、ご連絡ください。	農地林務課 森林経営管理班 TEL 30-0264
日本赤十字社	5 月	日本赤十字社は、国内外において災害救護活動や血液事業、医療事業等人道支援を行っていますが、その活動資金の確保のため、毎年 5 月を「赤十字運動月間」と位置づけ会費の募集に取り組んでいます。 赤十字奉仕団でもある婦人会に協力を依頼していますが、婦人会が組織されていない地域については、自治会に協力を依頼しています。	社会福祉協議会 TEL 23-2165
「青い羽根」募金	6 月 ～ 7 月	秋田県水難救済会が行っており、募金は、水難事故の根絶と水難事故防止意識の普及を図るための事業に使われています。	広域行政組合 消防本部（総務課） TEL 30-0253
「赤い羽根」共同募金	10 月	共同募金会が行っており、募金は、各社会福祉協議会等へ配分され、地域の福祉事業に使われています。	社会福祉協議会 TEL 23-2165
歳末たすけあい募金	12 月	共同募金会が行っており、募金は、生活に難儀している高齢者や障がい者等の方々に見舞金として贈呈されています。	社会福祉協議会 TEL 23-2165

広報等印刷物の配付のお願い

市では、広報等の印刷物の配付を行う場合、自治会のご協力を得て、自治会の範囲をもとに設定した連絡区域ごとに、市内各戸に配付しています。

自治会に加入されている方は、自治会を通じて自宅に広報等の印刷物が配付されていますが、自治会に未加入の方は、最寄りの公共施設でお受け取りいただくか、もしくは自治会のご配慮により、広報等を届けていただいています。今後におきましても、自治会の特段のご理解とご協力のもと、できるだけ自治会員以外の方にも広報等を配付して下さるようお願いいたします。

【各種印刷物の配付】

配付回数は１２回の予定で、地区担当員による配付日は、原則的に月末（１日の前々日。土日、祝祭日に当たる場合はその前日）です。

発行号	配付日	発行号	配付日
５月号	４月２８日（木）	１１月号	１０月２７日（木）
６月号	５月３０日（月）	１２月号	１１月２９日（火）
７月号	６月２９日（水）	１月号	１２月２７日（火）
８月号	７月２８日（木）	２月号	１月３０日（月）
９月号	８月３０日（火）	３月号	２月２７日（月）
１０月号	９月２９日（木）	４月号	３月３０日（木）

配 付 物	発行回数等	発行機関
広報かつの	毎月	政策企画課
市議会だより	年４回	議会事務局
市民センターだより（各地区）	毎月	各市民センター
地域農業情報紙「あぐりぼうと」	年６回（奇数月）	農業農村支援機構 （農業振興課）
稲作情報「いね」（班回覧）	年７回（４～９月、１月）	鹿角農業指導者連絡協議会 （農業振興課）
県広報紙	年６回（奇数月）	秋田県
県議会だより	年４回	秋田県
社会福祉かつの	毎月	社会福祉協議会
交通災害共済加入申込書	２月	生活環境課
選挙公報	随時	選挙管理委員会
その他の配付物 イベント等に関するチラシの全戸配付または班回覧等を、都度 お願いすることがあります。 （できるだけ広報紙の記事として扱うよう努めています。）		

自治会での役割分担が必要と思われる事項

市をはじめ他の行政機関その他の公共的団体が、自治会との連携を図るため、委員等をお願いしています。参考までにそれらの役職を掲げますので、必要なものについて自治会内で役割を分担してくださるようお願いします。

※すべての自治会に該当するものではありませんので、あくまでも参考としてください。

項 目 名	内 容	関係機関
防災情報伝達責任者 (同代理)	市が受信する防災情報(火災を除く。)のうち、緊急にお知らせしたい防災情報を電話や電子メールでお知らせします。	総務課 危機管理室 TEL 30-0299
広報等担当員	広報等の毎月の印刷物は、予め自治会長から報告のあった広報等担当員のお宅に地区担当員がお届けします。	生活環境課 コミュニティ推進班 TEL 30-0202
農政推進員 (農業集落のみ)	需要に即応した米づくりの円滑な推進を図るため、市が134の農業集落に農政推進員を配置しています。	農業振興課 ブランド作物推進班 TEL 30-0243
福祉員	社協と地域住民との福祉に関する情報交換、会費徴収のため、自治会ごとに福祉員を委嘱しています。 その他、福祉のまちづくり推進会議、研修会等が開催されます。	社会福祉協議会 TEL 23-2165
民生委員・児童委員 (厚生労働省)	地域の方々の身近な相談相手として、また関係機関への橋渡し役として、自治会からの推薦に基づいて市が推薦し、国が委嘱します。	福祉総務課 総務企画班 TEL 30-0233 (福祉保健センター内)

共働のまちづくりに向けて

自治会等地域コミュニティが実施主体となる助成事業概要一覧

助成事業名	対象団体	対 象 事 業	助成額（助成率）	募集期限	事業主体
コミュニティ助成事業					
一般コミュニティ助成事業	地区住民のコミュニティ組織（自治会等）	次に掲げるコミュニティ活動に要する施設または設備の整備 ※建築物・消耗品は対象外 ①生活環境、美観維持 ②健康の管理・増進 ③生活安全確保の推進、防犯等 ④祭・運動会等 ⑤文化・学習活動 ⑥体育・レクリエーション活動 ⑦自治会館備品、情報伝達設備等	100～250万円 (10/10)	前年9月頃 ※生活環境課 ☎30-0202	一般財団法人 自治総合セン ター
コミュニティセンター 助成事業		①新築 (認可地縁団体名義での保存登記が必要) ②大規模修繕 (建築基準法第2条第14号に定めるもの。 抵当権等の権利関係が附着しておらず、登記名義人が単独の認可地縁団体（保存登記済み）となっているものに限る)			
地域防災組織育成助成事業	自主防災組織	防災活動に必要な施設または設備の整備 ※建築物・消耗品は対象外	30～200万円 (10/10)	前年9月頃 ※総務課危機管理室 ☎30-0299	
青少年健全育成事業	地区住民のコミュニティ組織（自治会等）	青少年（主として小中学生）が参加するイベント等	30～100万円 (10/10)	前年9月頃 ※生涯学習課 ☎30-0292	

助成事業名	対象団体	対 象 事 業	助成額(助成率)	募集期限	事業主体
自治会館建設事業費補助金	自治会	自治会館の建設整備に要する経費 ①新築・改築 ②増築 ③改修 ④災害等やむをえない場合	＜新築・改築・増築＞ 建設補助単価坪32万円 (その他補助対象床面積・補助率は世帯数等で決定) ＜改修＞ 上限100万円／50万円 (1／2)	前年度の9月末までに、事前協議書を市に提出	生活環境課 ☎30-0202
自治会元気づくり応援補助金		自治会が実施する元気づくり事業(活動費) ①福祉事業 ②環境整備事業 ③文化事業 ④交流事業	※30世帯以下 上限15万円 (3／4) ※31世帯以上 上限10万円 (1／2)	随時受付、概要決定後に認定申請書を市に提出	生活環境課 ☎30-0202
集落活動応援事業費補助金	世帯数がおおむね50世帯以下の自治会	自治会の活性化に関する活動計画づくり	上限10万円 (10／10)	随時受付	生活環境課 ☎30-0202
		事業認定された活動計画に基づく自治会活性化活動	上限50万円 (10／10) ※複数の自治会で連携して行う場合は100万円まで	活動事業認定後随時	

助成事業名	対象団体	対 象 事 業	助成額(助成率)	募集期限	事業主体
地域乗合交通運行費補助 金	自治会	公共交通が不便な地域において、地域が主体となって自ら必要な交通手段を確保する「地域乗合交通」の運行	路線の運送欠損額 (運行経費 －運賃収入) ※上限あり	随時受付	生活環境課 ☎30-0224
自主防災組織育成事業補助金 ※コミュニティ助成事業 以外の自主防災組織補助 事業(市単独事業)	自治会・自主防 災組織	地域住民による自主的な防災組織の育成及び防災意識の高揚を図るため、自治会等が行う防災に関する事業経費 ①自主防災計画策定事業 ②自主防災活動事業 ③自主防災用資機材等整備事業 ④自主防災組織育成事業	①上限 2 万円 (10/10) ②上限 3 万円 (10/10) ③上限 75 万円 (10/10) ※複数の自治会等の構成による自主防災組織の場合、上限 100 万円 ④上限 25 万円 (10/10)	随時受付	総務課 危機管理室 ☎30-0299
土のうストックヤード設置	自主防災組織	過去に水害等の被害を受けた地域が対象	ストックヤードの支給	随時受付	総務課 危機管理室 ☎30-0299